

## 行政視察報告書

1. 委員会または会派等 公明党議員団
2. 視察期間 平成28年10月25日 から 平成28年10月27日までの 3日間
3. 視察先 ① 徳島県 阿南市 ② 香川県 坂出市 ③ 徳島県 鳴門市
4. 視察項目 ① 新庁舎建設について ② 都市計画制度について(線引き廃止) ③ エコミックガーデニングについて
5. 参加者 〔委員(議員)〕 大野哲也 三宅智加子 平山伸二 今村智津子 塩塚敏郎
〔同行〕なし
〔随員〕なし
6. 考察 別紙のとおり
以上のとおり、報告いたします。  平成 28年 11月 21 日  報告者 <u>大野 哲也</u>  大牟田市議会議長 殿

## 6. 考察

### ①徳島県 阿南市

【人口】75,855 人【面積】279.54km<sup>2</sup>【一般会計】約 368 億円

#### ★視察事項★ 新庁舎建設について

阿南市では 11 年前の平成 17 年度(2005 年)より庁舎建設についての検討を開始し、平成 28 年度までの予定で新庁舎建設に取り組んでいる。新庁舎は災害発生時の防災拠点としての機能を備えるとともに、ユニバーサルデザインを採り入れ、市民が利用しやすく環境に配慮したものにするとのことで進められている。大牟田市でも庁舎は昭和 11 年に建築され、すでに 80 年を経過しており、2005 年には国の登録有形文化財に指定されるなど歴史のある建物ではあるが、防災拠点の機能を十分に果たせるかという点では、疑問も残る。東日本大震災以降、今年4月の熊本地震など災害はいつ起こるかわからず、防災に対する備えをしておくことは喫緊の課題となっている。これまで財政に余裕がなく、検討するまでに至らなかったが、長い時間を要する課題なので、そろそろ本格的に取り組むを考えるべき時期に来ている。そこで今回先進的に取り組み、まもなく完成を迎える阿南市の新庁舎建設の取り組みを視察先として選定した。

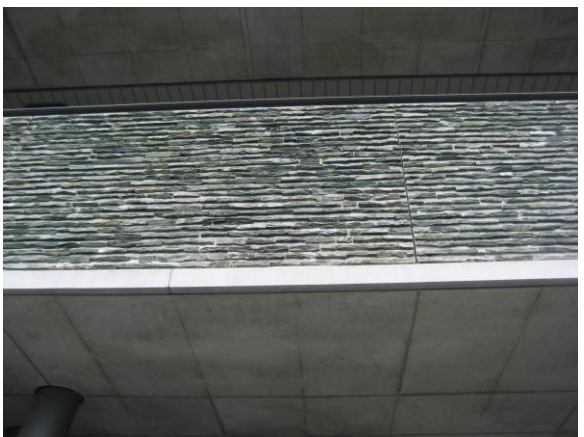
#### ◎新庁舎の概要・特色

- 砂杭(約 1,500 箇所)による地盤改良を実施した。
- 免震構造の採用(免震部材である鉛プラグ入り積層ゴムアイソレータを 34 箇所に設置した。
- 防災拠点機能の充実(主要機械室の屋上配置・非常用発電機設置・電源車対応・災害対策支援スペース、一時避難スペースの設置・非常用汚水槽の設置など)
- ユニバーサルデザイン→あなんフォーラムという市民に開放するゾーンや市民広場を核とした開放的なデザインである。外周構造体には、竹をイメージしたデザインの竹林トラスを採用し、2階の床をつっているため、1階は広く柱がない構造になっている。
- 国土交通省の住宅・建築物省 CO2先導事業に採択されている。(太陽光発電・全館 LED 照明・風の道・水平庇・日除けルーバー・シーリングファン・サーマルトンネル・BEMS など)
- 地場産材の活用→地場産杉材の使用(あなんフォーラムのハイブリットーフ・西日除けルーバー・内装・家具・サインなど)石材(青石)の使用(外装基壇部の意匠材・内装床材)

#### ◎委員の感想&考察

- 国土交通省の省CO2先導事業を活用した環境配慮の手法、例えば空調設備を使わずに風の通り道を作るなどした取り組みは、行政自ら持続可能な視点で環境政策を推進する意味において素晴らしいと思った。

- 大牟田市の庁舎は、昭和8年火災により焼失し、1年半の工期を経て昭和 11 年に建設され、約 80 年が経過している。現在の庁舎の耐震性で、大地震・災害等が発生した場合・防災拠点としての機能を失うことが予想される。新庁舎建設中の阿南市を視察し感じた事は、建設事業費の大きさに驚いた。大牟田市として、人口減少・少子高齢化が進む中で、財政への影響を考慮しながら、新庁舎建設を考えて行かなければならないと感じた。
- ハイブリッドルーフ・西日除けルーバー・内装・家具・サインなどに地場産の杉材を使用し、外装基壇部の意匠材・内装床材などに、石材(青石)を使用するなど、地場産材の活用を積極的に行っている点は、公共の建物の代表格である市庁舎建設にとっては重要であるという事を改めて認識させられ、大変参考になった。



## ②香川県 坂出市

【人口】55,002 人【面積】92.51km<sup>2</sup>【一般会計】約 222 億円

### ★視察事項★ 都市計画制度について(線引き廃止)

坂出市では、県内で唯一適用されてきた香川中央都市計画区域(高松, 丸亀, 坂出, 牟礼, 宇多津の3市2町で構成)における市街化区域と市街化調整区域の区域区分, いわゆる線引きは, 人口動向や社会経済の状況, 地域の実情などから, 廃止されることになり, あわせて都市計画区域の再編も実施され, 市単独の都市計画区域マスタープランのもとで, 線引きにかわる新たな土地利用規制を導入した新都市計画制度が平成 16 年5月

17日から施行されている。大牟田市においても、昭和46年9月より都市計画が決定され、市内の約半分が市街化調整区域となっているが、都市計画税があることや土地の活用に制限があることから、線引きのない近隣地域と比較して市民からの問い合わせや要望などが多く寄せられているのが実情である。そこで線引きを廃止することのメリットやデメリットについて、ご教示を受け、その取り組みを参考にすべく、今回視察先として選定した。

### ◎都市計画見直しの概要

都市計画の見直しは次の2点が大きな柱となっている。

- ① 都市圏の広がりに対応した都市計画区域の拡大再編
- ② 新たな土地利用コントロール方策の導入を前提にした線引きの廃止

主な変更内容は

#### 1. 都市計画区域の拡大再編関係

- 都市計画区域外から都市計画区域に編入される地域については、建築確認が必要になる。

#### 2. 線引き廃止関係

- 市街化区域、市街化調整区域は廃止され、用途地域、用途白地地域になる。この結果、市街化区域における土地利用規制に大きな変更はないが、市街化調整区域においては、これまでの建築物等の用途に対する立地制限が大幅に緩和され、特に住居系の建築が可能になる。

#### 3. 新たな土地利用コントロール関係

線引きの廃止により、現市街化調整区域は用途白地地域となり、特段の土地利用規制が行われなくなることから、無秩序な開発を抑え、良好な住環境を形成するためには線引きに代わる新たな土地利用コントロール方策が必要となる。そこで、以下のような規制で良好な市街地環境の形成を目指す。

- 主に従来の市街化調整区域を中心とした用途白地地域に「特定用途制限地域」を指定し、特に住環境に影響を与えるものや、用途地域内への立地を誘導すべきものなどの建築を制限する。（※特定用途制限地域は、用途地域の指定のない区域において良好な環境の形成または保持を図る観点から立地が望ましくない用途の建築物等を特定し、その立地を規制するもの）
- 用途白地地域における形態規制（容積率／建ぺい率）が、住居系の地域にふさわしい規制に変わる。
- 従来の香川中央都市計画区域が拡大再編された都市計画区域における開発許可の対象規模を引き下げる。あわせて、都市計画区域内における開発許可に際しての住宅敷地の最低限度を定める。
- 都市近郊緑地の良好な自然的景観を維持するため、新たに風致地区を指定する。

### ◎委員の感想&考察

- 線引きの廃止については、香川県単位で見直した経緯があり市単独の取り組みは難しい課題が多いと思った。

- 都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画である。坂出市の線引きの廃止の背景には、人口減少・流失の歯止め・市長選での市長公約に線引き制度廃止を掲げ、推進したことにより取り組まれた。線引き制度廃止後については、人口減少・流出の抑制には変化がないようだ。本市の固定資産税評価額は固定資産税と都市計画税を合わせた額となっている。市街化区域と市街化調整区域の区分・「線引き」を廃止すれば、固定資産税は安くなるが、市だけでは決められず、県の許可が必要となる。線引き制度廃止による都市計画についての検討は、本市においても必要と感じている。
- 線引き廃止により耕作放棄地がほとんど見られなくなったといわれていた点は参考になった。
- 固定資産税は約 70 億のうち1億円が減収となったが、将来の宅地化で戻ると考えている。との説明は興味深く、参考になった。



### ③ 徳島県 鳴門市

【人口】60,324 人【面積】135.66km<sup>2</sup>【一般会計】約 250 億円

#### ★視察事項★ エコミックガーデニングについて

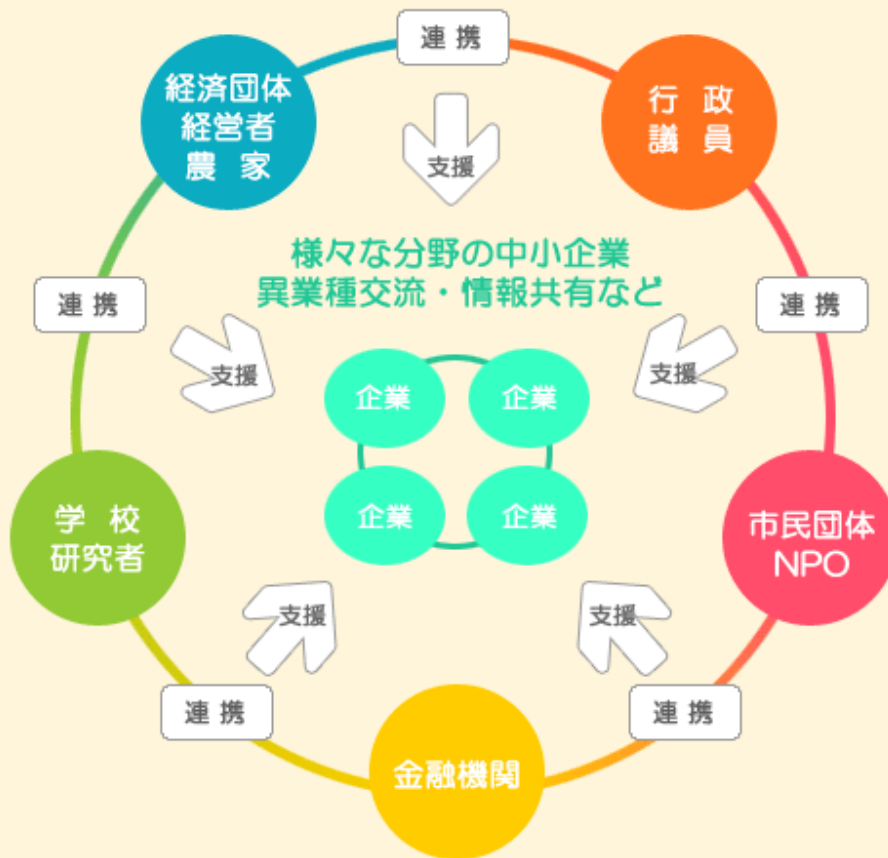
エコミックガーデニングは、1980年代後半にアメリカのコロラド州リトルトン市で初めて実施され、試行錯誤を繰り返しながら15年間で雇用2倍、税収3倍を実現したことで注目を浴びた地域経済活性化施策で、現在では全米の多くの都市に広がりを見せている。この手法では、企業誘致だけに頼るのではなく、地域の中小企業が成長することによる地域経済活性化を目指すこととしており、そのために行政や商工会議所、銀行などが連携しながら地元の中小企業が活動しやすく成長できるようなビジネス環境をつくるための施策を展開している。日本においては、静岡県藤枝市が平成23年度から、鳴門市が平成24年度から導入準備を始めているほか、多くの地方都市で検討や研究が進められている。また日本での実施にあたっては、日本独自の企業風土や地域の産業特性にあわせた実施方法をとることが必要とされている。本市でも中小企業の活性化は重要な課題であるので、今回視察先として選定した。

#### ◎推進体制

鳴門市ではエコミックガーデニングの日本での第一人者である拓殖大学の山本尚史教授の協力を得ながら、中小企業の新しい取り組みを支えるためのネットワークを構築するとともに、企業家同士の交流促進や地元企業のニーズに応じた支援を中長期的に実施していく。また、エコミックガーデニングは、下記のイメージ図のように行政や経済団体、経営者、学校、市民団体、金融機関など様々な機関や人が連携・協力することで地域が一体となった取り組みとなり、より効果的に実施することができるとされており、鳴門市でも、下記のネットワークを構築しながら、エコミックガーデニングを推進していく。

### エコミックガーデニング推進体制イメージ図

中小企業の新しい取り組みを支える **産学公民金** によるネットワーク



#### ◎具体的な取り組み

- ① 「中小企業振興基本条例」の制定(平成 28 年9月)
- ② 「企業訪問」(平成 24 年度～)
- ③ 「地域内ネットワーク」構築(平成 25 年度～)
- ④ 「鳴門市ががんばる中小企業応援パッケージ事業」の活用による支援(平成 28 年度～)
- ⑤ 「企業立地奨励条例」の見直しによる立地支援制度(平成 29 年度予定)
- ⑥ 市外事業者の進出促進(平成 28 年度～)
- ⑦ 民間団体等による地域経済活性化への取り組み支援(平成 29 年度予定)

- ⑧ 人材育成(検討中)
- ⑨ 中小企業の情報発信(検討中)

### ◎委員の感想&考察

- エコミックガーデニング(EG)鳴門の取り組みは、行政(市)がハブとなることで、関係団体(商工会議所、商工会、金融機関、一部教育機関、信用保証協会、県)との関係が良好になったということで、行政のリーダーシップの重要性を感じた。
- 地域の中小企業等の活性化が鳴門市の発展と考え、中小企業等の振興を図るにあたり、鳴門市では「鳴門市・中小企業振興基本条例」が平成 28 年6月に策定され、9月から施行されている。また、企業側との信頼関係を築く為に、企業を訪問し、多くの経営者から直接話を聞いて、「市の責務」として支援されている。本市の人口減少や少子高齢化が進む中で、地域の中小企業の成長は必要不可欠だと考える。本市独自の地域中小企業の支援は必要であり、まちづくりの観点からも重要である。中小企業振興基本条例策定も今後、検討する必要があると感じた。
- 企業訪問で経営者などから直接話を聞くことは、新たな優良企業の発掘にも役立ち、担当者のスキルアップにもつながったという説明は興味深く、参考になったし、今後本市でも検討の価値はあると感じた。

